令 和5年 退 職 所得 に 対する源泉徴収簿

所属	名	住	_)	(フリ 氏 名 (生年	ガナ) 月日	· ·····)	(注1) 受給に関 する申告 書の提出	整理番号
就 職年 月 日		退 年 月	職 年	月日	役 年	員 就 任 月 日	年 月 日	役 員 退 f 年 月	任日 年月日
支 払 確 定 年 月 日		支 年 月	給 日 年	月日	退 区	職 分	障害による退職 有 ・ 無	短期退職手当等 の有無 特定役員退職手 の有無	有 · 無
	① 支給金額	F	内 一般退職手当 等の金額	2	円	内 短期退職 等の金額	手当	内 特定役員 手当等 <i>0</i> 円	
退職手当等 の金額	⑤ 他からの 支給金額	F	内 一般退職手当 等の金額	6	円	内 短期退職 等の金額	手当	内 特定役員 手当等 <i>0</i> 円	8
	⑨ (=①- 合計金額		内 一般退職手当 等の金額	(=2+6)	Н	内 短期退職 等の金額	手当 ① (=③+⑦)	内 特定役員 手当等 <i>0</i>	② (=④+8)
退職所得		H F	(注2、3) 内 一般退職所得 控除額	((注2、 内 短期退職所 控除額		(注 内 特定役 所得控	① ① ② ② ② ③ ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ⑥ ③ ② ② ② ②
前年以	前の退職手当等(注4)	す・無			円			円	円
	退職所得金額		一般退職手当等に係る所得金額	D .	円	(注6、 短期退職手当 に係る所得金	等	(注: 特定役員退職 等に係る所得	
		(2) 	0 (=(7)+(8)+(9)				円		
源泉徵収税額			(注9) ②に対する 源泉徴収税額	D	П	他からの退職 当等に係る源 徴収税額		源泉徴収税(納付税額	

- (※) 退職所得に係る源泉徴収税額の計算方法等の詳細については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載している「源泉徴収のあらまし」や「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。
- (注) 1 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合の①~②欄については、支払う退職手当等の金額を⑨欄に記載し、その金額に 20.42%を乗じた金額(1円未満切捨て)を②欄に記載します(①~⑧欄及び⑩~②欄の記載は不要です。)。
 - 2 本年中に支払を受ける退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれかのみの場合は、⑬欄のみを記載します(⑭~⑯欄の記載は不要です。)。
 - 3 退職所得控除額、一般退職所得控除額、短期退職所得控除額及び特定役員退職所得控除額(以下「退職所得控除額等」といいます。)の計算方法は、裏面や上記(※)の国税庁ホームページをご確認ください。
 - 4 前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合(「退職所得の受給に関する申告書」のC欄又はD欄に記載がある場合)には「有」に○を付けてください。なお、この場合には、退職所得控除額等の計算において一定の調整が必要となります。詳しくは、裏面1(注)、2※1、2や上記(※)の国税庁ホームページをご確認ください。
 - 5 「(⑩- (⑬又は⑭)) ×1/2」の金額を記載してください。
 - 6 「⑪-(⑱又は⑲)」の金額が 300 万円以下の場合は「(⑪-(⑲又は⑲))×1/2」の金額を、「⑪-(⑲又は⑲)」の金額が 300 万円超の場合は「⑪-150 万円-(⑲又は⑲)」の金額を記載してください。
 - 7 「⑫- (⑬又は⑯)」の金額を記載してください。
 - 8 本年中に一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の複数の支払を受ける場合において、各退職手当等の金額から各退職所得控除額を控除した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額について、一定の調整が必要となります。詳しくは、上記(※)の国税庁ホームページをご確認ください。
 - 9 源泉徴収税額は、⑩欄の金額を課税退職所得金額(1,000円未満切捨て)として、裏面の「3 退職所得の源泉徴収税額の速算表」を当てはめて計算してください。

1 本年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等のいずれかが支給される場合の退職所得 控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額					
20 年以下の場合	40 万円 × 勤続年数					
20 年を超える場合	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)					

- (注)1 次に掲げる重複期間がある場合には、本年分の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により計算した退職所得控除額から、重複期間の年数(重複期間に1年未満の端数がある場合には切り捨てます。)に基づき上記表により計算した退職所得控除額相当額を控除した残額が退職所得控除額となります。
 - ① 本年分の退職手当等が、前年以前にその支払者又は他の支払者から支払われた退職手当等の勤続期間を通算して計算している場合の、本年分の退職手当等の勤続期間と前年以前に支払われた退職手当等の勤続期間との重複期間
 - ② 前年以前4年内(確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前19年内) に他の支払者から支払われた退職手当等(上記①の通算して勤続期間を計算している場合の前年以前に支払われた退職手当等を除きます。以下1において、「前の退職手当等」といいます。) がある場合の、本年分の退職手当等の勤続期間との重複期間

なお、②の場合において、前の退職手当等の収入金額が、前の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により計算した金額に満たない場合には、前の退職手当等の勤続期間はその期間の初日から次表の算式により計算した数(1 未満の端数は切り捨てます。)に相当する年数を経過した日の前日までの期間であったものとして、本年分の退職手当等の勤続期間との重複期間の計算をします。

前の退職手当等の収入金額	算 式			
800万円以下の場合	収入金額 ÷ 40万円			
800万円を超える場合	(収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20			

2 上記の方法により計算した額が80万円未満である場合には、退職所得控除額は80万円となります。また、障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した金額(80万円未満の場合は80万円)に、100万円を加えた金額となります。

2 本年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等の複数が支給される場合の各退職所得控 除額の計算方法

- (1) 短期退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合
 - イ 短期退職所得控除額の計算

40 万円 × (短期勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

ロ 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(注) - 短期退職所得控除額

(注) 退職所得控除額は、上記1と同じ計算により求めます。

- (2) 特定役員退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合
- イ 特定役員退職所得控除額の計算

40 万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

ロー般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(注) - 特定役員退職所得控除額

(注) 退職所得控除額は、上記1と同じ計算により求めます。

- (3) 特定役員退職手当等及び短期退職手当等の両方が支給される場合
- イ 特定役員退職所得控除額の計算

40 万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

ロ 短期退職所得控除額の計算

退職所得控除額(注) - 特定役員退職所得控除額

- (注) 退職所得控除額は、上記1と同じ計算により求めます。
- (4) 特定役員退職手当等、短期退職手当等及び一般退職手当等の全てが支給される場合
- イ 特定役員退職所得控除額の計算

40 万円 × {特定役員等勤続年数 - (重複勤続年数 $^{(ii)}$ + 全重複勤続年数)} + 20 万円 × 重複勤続年数 $^{(ii)}$ + 14 万円 × 全重複勤続年数

- (注) ここにいう重複勤続年数は、特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)及び特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)により計算した年数(これらの重複している期間を合計した期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げたもの)をいいます。
- ロ 短期退職所得控除額の計算

40 万円 × ${ 短期勤続年数 - (重複勤続年数⁽¹⁾ + 全重複勤続年数) } + 20$ 万円 × 重複勤続年数 ${ 年数^{(1)} + 13}$ 万円 × 全重複勤続年数

- (注) ここにいう重複勤続年数は、短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)及 び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)により計算した年数(これらの重複している期間を合計した期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げたもの)をいいます。
- ハ 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(注) - (特定役員退職所得控除額 + 短期退職所得控除額)

(注) 退職所得控除額は、上記1と同じ計算により求めます。

- ※1 次に掲げる場合に該当するときの上記(1)又は(4)の短期退職所得控除額は、それぞれ次の金額を控除した金額とします。
 - ① 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合

短期勤続期間のうち、当該前に支払を受けた退職手当等(短期退職手当等に該当するものに限ります。)に係る期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額

② 短期勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内(確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前19年内)に支払を受けた他の退職手当等(上記イの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」といいます。)についての勤続期間等(注)と重複している場合

その重複している部分の期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額

- (注) 前の退職手当等の収入金額が、当該前の退職手当等について上記の計算を行わずに算出した退職所得控除額に満たない場合、当該前の退職手当等について計算の基礎となった勤続期間等のうち、その期間の初日(就職等の日)から上記1(注)1②の表の算式により計算した数(1未満の端数は切り捨てます。)に相当する年数を経過した日の前日までの期間を「前の退職手当等についての勤続期間等」とみなして、上記の退職所得控除額に相当する金額の計算を行います(次の※2②においても同じです。)。
- 2 次に掲げる場合に該当するときの上記(2)、(3)又は(4)の特定役員退職所得控除額は、それぞれ次の金額を控除した金額とします。
- ① 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合 特定役員等勤続期間のうち、当該前に支払を受けた退職手当等(特定役員退職手当等に該当するものに限ります。)に係る期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)を勤続年数とみなして計算した退職所得控
- ② 特定役員等勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内(確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前19年内)に支払を受けた他の退職手当等(上記イの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」を除きます。)についての勤続期間等と重複している場合

上記※1②と同様に計算した退職所得控除額に相当する金額

【主な用語の意味等】

除額に相当する金額

- 1 『特定役員退職手当等』とは、役員等としての勤続年数が5年以下である人が、その役員等としての勤続年数に対応する退職手 当等として支払われるものをいいます。
- 2 『短期退職手当等』とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払われるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 『一般退職手当等』とは、短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。
- 4 『特定役員等勤続年数』とは、特定役員等勤続期間の年数をいいます。
- 5 『短期勤続年数』とは、役員等以外の者として勤務した期間^(章)により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。
- (※) 支払われる退職手当等が短期退職手当等に該当するか否かの判定においては、「役員等以外の者として勤務した期間」に役員等として勤務した期間を含むものとします。

また、支払われる退職手当等が退職手当等とみなされる一時金である場合には、その一時金に係る組合員等であった期間を 「役員等以外の者として勤務した期間」として短期退職手当等に該当するかの判定をします。

- 6 『重複勤続年数』とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間のうち、いずれか2つの期間が重複している期間 により計算した年数をいいます。
- 7 『全重複勤続年数』とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間により計算した年数をいいます。
- 8 その他の各用語の意味等については、国税庁ホームページ $\{\text{https://www.nta.go.jp}\}$ に掲載している $\{\text{短期退職手当等 } Q \& A \}$ をご確認ください。

3 退職所得の源泉徴収税額の速算表

と場が下り が赤木 以下の 起弁 公							
課税退職	所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%			
	1,950,000円以下	5 %	_	((A) × 5 %)×102.1%			
1,950,000円超	3,300,000円 "	10%	97, 500円	((A)×10%- 97,500円)×102.1%			
3,300,000円 //	6,950,000円 ″	20%	427, 500円	((A)×20%- 427,500円)×102.1%			
6,950,000円 //	9,000,000円 "	23%	636, 000円	((A)×23%- 636,000円)×102.1%			
9,000,000円〃	18,000,000円 ″	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%			
18,000,000円 "	40,000,000円 ″	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%			
40,000,000円 "		45%	4,796,000円	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%			

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。